

高松市監査委員告示第18号

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年6月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	西		智
同	山	下		誠

監査結果に基づく措置通知

(工 事 監 査)

(令和5年6月30日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

工事監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課		措置 通知日
1	H29	H30.1.31	第3号	意見	現地踏査の実施について（木太鬼無線（鶴市工区）道路改良工事（5工区））	P4	都市整備局	道路整備課	R5.6.9
2				意見	「施工計画書のチェックリスト」の活用について（木太鬼無線（鶴市工区）道路改良工事（5工区））	P5			
3				意見	「施工プロセスのチェックシート」の活用について（木太鬼無線（鶴市工区）道路改良工事（5工区））	P6			
4				意見	補修跡の再劣化現象の継続的な観察について（新摺鉢谷川橋橋梁補修工事）	P7			
5				意見	補修設計用チェックリスト作成について（新摺鉢谷川橋橋梁補修工事）	P8			
6				意見	特記仕様書の遵守について（新摺鉢谷川橋橋梁補修工事）	P9			
7				意見	施工計画書の作成について（新摺鉢谷川橋橋梁補修工事）	P10			
8				意見	「施工プロセスのチェックシート」の活用について（新摺鉢谷川橋橋梁補修工事）	P11			

※ 告示番号 . . . 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 . . . 合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとしたもの。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成29年度／木太鬼無線（鶴市工区）道路改良工事（5工区）		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	現地踏査の実施について		
意 見 の 内 容	設計者に対して、設計段階で現地踏査を的確に実施するよう指導されたい。		
公表文該当 ページ	P4		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ko300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年6月9日
所管課	都市整備局 道路整備課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、設計者に対して、設計段階で現地踏査や土質調査を的確に実施し、速やかに発注者へ報告するよう指導している。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成29年度／木太鬼無線（鶴市工区）道路改良工事（5工区）		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	「施工計画書のチェックリスト」の活用について		
意 見 の 内 容	「施工計画書のチェックリスト」を活用し、受注者に対して段階確認計画書の作成及び提出を指導されたい。		
公表文該当 ページ	P5		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/koi.files/ko300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年6月9日
所管課	都市整備局 道路整備課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、受注者からの施工計画書の提出に際し、段階確認について記載するよう指導している。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成29年度／木太鬼無線（鶴市工区）道路改良工事（5工区）		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	「施工プロセスのチェックシート」の活用について		
意 見 の 内 容	工事の品質確保のため、施工段階において「施工プロセスのチェックシート」を活用されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P6		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/koji.files/ko300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年6月9日
所管課	都市整備局 道路整備課
措置結果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、施工プロセスのチェックシートに該当する施工体制実態点検表等を活用し、施工段階における監督業務を確実に実施することで、工事の品質確保に努めている。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	補修跡の再劣化現象の継続的な観察について		
意 見 の 内 容	補修跡について、再劣化現象の観察を継続的に実施されたい。 なお、塩害による劣化が懸念される補修工事については、補修対策マニュアルに従い、塩化物イオン濃度が発錆限界以下になる範囲までコンクリートを除去する設計、施工を実施されたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/koi.files/ko300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年6月9日
所管課	都市整備局 道路整備課
措 置 結 果	本件意見については、道路法第42条の規定に基づき、令和2年1月に、当該補修跡の定期点検を行った結果、判定区分がⅡ（予防保全段階：構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。）であったことから、次回は5年度に点検を実施することとしている。 なお、毎年4月頃に、職員による定期観察を実施しているが、現在まで大きな変化は見られておらず、今後においても観察していく予定である。 また、塩害による劣化が懸念される補修工事については、補修対策マニュアルに従った設計を実施するよう、受注者に指導している。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	補修設計用チェックリスト作成について		
意 見 の 内 容	設計者に対して、適切な補修設計用チェックリストの作成を指導されたい。		
公表文該当 ページ	P8		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/koi.i.files/ko300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年6月9日
所管課	都市整備局 道路整備課
措 置 結 果	本件意見に係る橋梁補修設計用のチェックリストについては、平成30年2月に調査したところ、国土交通省及び香川県において詳細設計照査要領は作成されておらず、本市独自で要領を作成することは困難であるため、現在の詳細設計照査要領のチェックリストを活用し、確認している。 また、他の自治体の動向を注視しつつ、要領改正等によりチェックリストが作成された場合には、適切に対応していくこととした。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	特記仕様書の遵守について		
意 見 の 内 容	受注者に対して、特記仕様書に定められた事項を遵守するよう指導されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/ko300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年6月9日
所管課	都市整備局 道路整備課
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、発注担当者に特記仕様書の熟読を周知するとともに、受注者に対し、出来高管理書類や品質管理書類の提出を求めるなど、特記仕様書に定められた事項を遵守するよう指導している。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	施工計画書の作成について		
意 見 の 内 容	受注者に対して、工事ごとに適切な施工計画書を作成し、工程計画等必要な書類とともに提出するよう指導されたい。		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/koi.files/ko300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年6月9日
所管課	都市整備局 道路整備課
措置結果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、受注者に対し、適切な施工計画書の作成及び提出について指導している。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成29年度／新摺鉢谷川橋橋梁補修工事		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	平成30年1月31日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	「施工プロセスのチェックシート」の活用について		
意 見 の 内 容	工事の品質確保のため、施工段階において「施工プロセスのチェックシート」を活用されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P11		
公 表 文 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/koi.files/ko300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年6月9日
所管課	都市整備局 道路整備課
措置結果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、施工プロセスのチェックシートに該当する施工体制実態点検表等を活用し、施工段階においての監督業務を確実に実施することで、工事の品質確保に努めている。